

医療・介護間における電子的な情報連携に係る議論の整理（概要）

第1 はじめに

- 健康・医療・介護情報利活用検討会医療等情報利活用ワーキンググループと介護情報利活用ワーキンググループの合同開催における議論を踏まえ、全国医療情報プラットフォームを通じた、医療・介護間における電子的な情報連携の方向性について整理した。

第2 全国医療情報プラットフォームを通じた医療・介護間での電子的な共有について

- 医療・介護の情報連携について、一定の国が示す標準（記載）様式を踏まえた電子的な（連携）仕様の検討がなされている以下の情報について、優先的に実装を進める。
 - ・診療情報提供書（退院時サマリーを含む。）
 - ・訪問看護指示書・計画書・報告書
- 共有項目に係る一定の様式が存在し、実用性が高いと考えられる以下の情報についても、実装に向けて検討することが適当。
 - ・リハビリテーションに関する計画書（医療）（介護）
 - ・入院時情報提供書等
- 歯科医療機関や薬局が関係する文書や情報に加え、別途、電子的な様式の検討が進められている看護及び栄養管理等に関する情報等の医療介護連携についても、医療情報利活用ワーキンググループ等の検討を踏まえ、現状の実態を踏まえた検討を進めるべき。
- 医療介護連携に係る検討を進めるに当たっては、以下の必要がある
 - ・情報の共有は、段階的に、かつ検証しながら進めていくこと
 - ・生じるコストや負担なども踏まえながら検討を進めること
 - ・国民や医療従事者、介護従事者に適切に、わかりやすく周知を行っていくこと

第3 関連事項

- 上記の他に以下の指摘があった。
 - ・医療・介護現場双方において、セキュリティに配慮して適切に運用する必要があるのではないか。
 - ・現場における活用を支援するマニュアルも必要になるのではないか。
 - ・既存の運用も踏まえつつ同意取得の方法等についても整理するべきではないか。
 - ・医療介護連携によって発生する国民への利点を、国民へ丁寧に説明する必要があるのではないか。